

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条 例
 - 福島県条例等の一部を改正する条例
 - 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

二四

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例及び福島県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第一号

福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び県税に係る過料の徴収に関する事項」を、「県税に係る過料の徴収に関する事項並びに県税に係る犯則事件の調査及び処分に関する事項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の四の三第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第五条の七中「施行令」を「施行令附則第四条の六第一項」に、「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第七条の二の二中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。
附則第七条の二の三中「平成三十五年」を「令和五年」に改める。
附則第七条の三中「平成三十四年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に改める。

附則第七条の四の四第一項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、「施行規則」の下に「附則第二条の八」を加え、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「施行令」の下に「附則第六条の二第九項」を加える。

附則第八条の二の三第一項及び第八條の九中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号ア中「として施行令」の下に「附則第七条第十九項」を加え、同項第二号ア中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十項」に、「附則第七條第二十項」を「附則第七條第二十一項」に改め、同号イ及びエ中「附則第七條第十九項」を「附則第七條第二十項」に改め、同条第八項中「附則第三條の二の十七第一項」を「附則第三條の二の十八第一項」に、「附則第七條第二十一項」を「附則第七條第二十二項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第九項中「附則第七條第二十二項」を「附則第七條第二十三項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項中「附則第七條第二十三項」を「附則第七條第二十四項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「施行規則」の下に「附則第三條の二の二十一」を加え、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第一項、第九条の四第一項、第三項、第四項及び第六項、第九条の五第一項及び第三項、第九条の六第一項から第三項まで並びに第九条の八第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十條第三項中「同條第六十四項」を「同條第六十四項第一号中「及び住所」とあるのは、「住所及び個人番号（個人番号を有しないものにあつては、氏名及び住所）」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同条

所」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同条

第三号」に改める。

附則第十条の二の四第二項各号列記以外の部分中「施行規則」の下に「附則第四条の五第一項」を加え、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の四第九項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十項」を加え、同項第二号中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十一項」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同条第四項中「施行規則」の下に「附則第四条の五第七項」を加え、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の五第八項」を加え、同号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同項第二号中「乗用車で施行規則」の下に「附則第四条の五第十一項」を加え、同号ア(1)中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十五項」を加え、同号ア(2)中「施行規則」の下に「附則第四条の四第十六項」を加え、同項第三号ア中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同条第六項中「施行規則」の下に「附則第四条の五第十五項」を加え、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「施行規則」の下に「附則第四条の五第十六項」を加え、同項第二号中「施行規則」の下に「附則第四条の五第十七項」を加え、同条第八項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ア中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第二十六項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第四条の五第二十項」に改める。

附則第十条の二の五中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十条の二の六第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「施行規則」の下に「附則第四条の六第五項」を加え、同項第三号ア中「附則第四条の六第五項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同項第四号中「施行規則」の下に「附則第四条の六第八項」を加え、同条第三項各号列記以外の

部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第二号ア中「施行規則」の下に「附則第四条の六第十一項」を加え、同号イ中「施行規則」の下に「附則第四条の六第十二項」を加え、同項第三号ア中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十三項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十四項」に改め、同項第五号中「施行規則」の下に「附則第四条の六第十五項」を加え、同条第五項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十六項」に改め、同号イ中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十一年九月三十日」を「令和二年度」に改め、同条第八項各号列記以外の部分中「平成三十一年九月三十日」を「令和二年度」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改める。

附則第十条の二の七第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十条の二の九第一項、第二項、第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十条の四第一項中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、同項第二号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に改め、「排出ガス保安基準で施行規則」の下に「附則第五条の二第二項」を加え、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第三号中「施行規則」の下に「附則第五条の二第四項」を加え、同項第四号中「勘案して施行規則」の下に「附則第五条の二第五項」を加え、「であつて平成三十二年度」を「であつて令和二年度」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に、「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、「平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則」の下に「附則第五条の二第八項」を加え、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に改め、「平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則」の下に「附則第五条の二第十一項」を加え、同条第

三項中「附則第五条の第十五項」を「附則第五条の第十二項」に、「附則第五条の第十六項」を「附則第五条の第十三項」に改め、「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加える。

附則第十条の九第一項第一号中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、同項第二号中「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加える。

附則第十三条及び第十三条の二第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第三十一条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二十三号の五第一項」を「第二十三号の六第一項」に改め、「しなればならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二十三号の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二十三号第一項第一号に掲げる者であつて、法第二十三号第一項第九号に規定する扶養親族(法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは法第二十三号第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者である者」を加え、「同条第一項の」を「所得税法第二十三号の六第一項に規定する」に、「同条第一項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改める。

第三十八号の二及び第三十八号の八中「納付書」の下に「又は施行規則第二十四条の四十三第一項に規定する方法」を加える。

第三十九号の七第一項第一号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号ウの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ウ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、「によつて定めた率」を削り、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改め、「によつて定めた率」を削る。

第三十九号の十二第二項及び第三十九号の十四中「納付書」の下に「又は施行規則第二十四条の四十三第一項に規定する方法」を加える。

第六十四条第一項第一号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(1)を

次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第九条の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十項に規定するもの(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十四条第一項第一号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号エ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号エ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第六十四条第一項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十四条第一項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。
 (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十四条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第一項第二号ア中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十九項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十四条第一項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ウ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(三) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(四) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

第六十四条第一項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ウ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(三) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十四条第一項第二号エを削り、同号オ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号オを同号エとし、同号オを同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十七項に規定するもの（以下この条において「平成二十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(三) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(四) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(五) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(六) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(七) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(八) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(九) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第二項第一号ア中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十四条第二項第一号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ中「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第六十四条第二項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号エを同号オとし、同号イ中「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十四条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号エを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないこと。
(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第二項第二号ア中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十四条第二項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号イ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ウ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十四条第二項第二号エを削り、同号オ中「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

<p>(2) 第二項第一号イ 平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五</p>
<p>(2) 第二項第一号イ 平成三十二年基準エネルギー消費効率</p>	<p>平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>	<p>平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十八</p>
<p>(2) 第二項第一号ウ 平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>

第七十一条の六第一項中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。

が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十四条第四項中「及びイ」を「からウまで」に、「第一号ア」を「第一号アからウまでに」に、「第九条の二十項」を「第九条の二十七項」に、「第九条の二十一項」を「第九条の二十八項」に改め、同項の表第一項第一号ア(3)の項中「第一項第一号ア(3)」を「第一項第一号ア(2)」に、「次項第一号ア(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十一条の十第一項第一号イ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号イ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号イ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号イ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号イ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号イ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号イ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号イ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号イ(10)中「十一万円」を「十一万五千円」に改め、同項第五号イ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号イ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号イ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号イ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号イ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号イ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号イ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号イ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号イ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号イ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

附則第四条の五の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項」を「震災特例法第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等という。以下この条において同じ。）及び」（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十五条、附則第十六条、附則第十七条又は附則第十八条の規定を適用する。

附則第十五条第 第三十五条第一項

第三十五条第一項（東日本大

一 項	震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法 律第十一条の七第一項の規定 により適用される場合を含 む。）	震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法 律第十一条の七第一項の規定 により適用される場合を含 む。）
附則 第十六 条第 三項	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第 一項
附則 第十七 条第 一項	第三十五条の二まで、第三十六 条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十 五条（東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十一条の 七第一項の規定により適用さ れる場合を含む。）、第三十 五条の二、第三十六条の二若 しくは第三十六条の五（これ らの規定が東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十一 条の七第一項の規定により適 用される場合を含む。）
附則 第十八 条第 一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大 震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法 律第十一条の七第一項の規定 により適用される場合を含 む。）
同法第三十二 条第一項	同法第三十二 条第一項	租税特別措置法第三十二 条第一項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等）のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十五条、附則第十六条、附則第十七条又は附則第十八条の規定を適用する。

附則第十八条の二及び第八条の二の二を次のように改める。
（法人の事業税の税率の特例）

第八条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第三十九条の七第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の四・九

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の四・九

と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九の五・七」

九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」

と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

（特別法人事業税の賦課徴収）

第八条の二の二 特別法人事業税の賦課徴収は、法人の事業税の賦課徴収の例により、法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。

附則第八条の二の三第一項後段中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。
附則第十条の三の二を次のように改める。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第十条の三の二 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するバス路線のうち二以上の市町村の区域にわたる路線で地域住民の生活に必要なものとして知事が認めるものとする。

2 第六十四条第一項第一号イ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号イに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第十条の三の四第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、自動車税の環境性能割を課さない。
附則第十条の三の二の次に次の四条を加える。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十条の三の三 当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が法第百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第六十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき法第百四十九条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第四条の十に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第六十七条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等

の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに係るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第六十八条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第百六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（法第百七十一条及び第百七十二条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十条の三の四 営業用の自動車に対する第六十四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

2 自家用の乗用車に対する第六十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十条の三の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第六十条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十条の四の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「と」とあるのは、「と

いう。)から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用し、たまたま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十条の三の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

4 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を

図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上を備えるもの(施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)が五トン以下の乗用車(施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。)、又はバス(施行規則附則第四条の十一第九項に規定するものに限る。)(以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。)であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)、及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの。

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの。

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック(施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの。

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元

年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え二十トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第

四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第六十七条第一項又は第六十八条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除）

第十條の三の六 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四條の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十條第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八條第二項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第六十三條第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の法附則第五十三條の二第二項に規定する自動車等（以下この条において「自動車等」という。）を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条及び附則第十條の五第二項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この条及び附則第十條の五第二項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第六十條第一項又は法第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の施行令附則第三十二條第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この条にお

いて「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が自動車等で施行令附則第三十二条第二項に規定するもの(以下この条及び附則第十条の五第二項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

附則第十条の四各号列記以外の部分中「電気自動車という」の下に「。以下この条から附則第十条の四の三までにおいて同じ」を加え、「同項第二号」を「法第四百四十九条第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車という」の下に「。以下この条から附則第十条の四の三までにおいて同じ」を、「附則第五条第一項に規定するものという」の下に「。次条第二項及び附則第十条の四の三第二項において同じ」を加え、「同条第二項」を「施行規則附則第五条第二項」に改め、「同条第一項に規定するものという」及び「電力併用自動車という」の下に「。次条第二項及び附則第十条の四の三第二項において同じ」を加え、「並びに」を、「家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」並びに「に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第六十四条第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)」又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「最初の第六十条第三項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)」を「初回新規登録」に改め、同条第二号中「第六十四条第一項第二号」を「第六十四条第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「(次項第六号において「軽油自動車」という。)」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表中第一項第一号イの項及び第一項第五号イの項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第七十一条の規定の適用については、当該自動車(家用の乗用車及び特種用途自動車(キャンピング車に限る。以下この条から附則第十条の四の三までの規定において同じ。))を除く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度(令和元年度)分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車(平成三十一年四月一日(家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割)に限り、当該自動車(令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割)に限り、次の表の上欄に掲げる第七十一条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第六十四条第一項第一号ア(一)に規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排出ガス保安基準」という。))で施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものという。)

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第六十四条第一項第一号ア(一)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号ア(一)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第六十四条第一項第一号ア(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率が(以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第六十四条第一項第二号ア(一)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は同条第一項第二号ア(1)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率が百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十九項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十項に規定するものに適合するもの

第一項第一号ア

七千五百円

二千円

第一項第一号イ																		
八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万五千円	三万五百円	三万六千円	四万三千五百円	五万円	五万七千円	六万五千五百円	七万五千五百円	八万七千円	十一万円
二千五百円	二千五百円	三千五百円	四千円	四千五百円	五千五百円	六千円	七千円	一万五百円	六千五百円	八千円	九千円	一万千円	一万二千五百円	一万四千五百円	一万六千五百円	一万九千円	二万二千円	二万七千五百円

第一項第二号ア																			
第一項第二号イ																			
第一項第二号ウ(1)																			
六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四万七百元	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五百円	二万五千五百円	三万円	三万五千円	四万五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千五百円
二千円	二千五百円	三千円	四千円	五千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千円	三千円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	九千円	一万五百円	千六百元	二千円	四千円

第一項第三号イ			第一項第三号ア(2)							第一項第三号ア(1)				第一項第二号ウ(2)				
四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円
一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円

第一項第五号ウ		第一項第五号イ							第一項第五号ア			第一項第四号							
第二号	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万四千元	四万四千元	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	六千五百円	一万二千元	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
附則第十条の四第二項の規定により読み替えられた第二号	二万二千元	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	二千円	三千円	千五百円	千五百円	二千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	

第一項第五号エ(1)		第一項第五号エ(2)		第一項第五号エ(3)		第一項第五号オ	
第四号	九千円	一万八千五百円	二万九千五百円	三万八千九百円	一万五千五百円	二万五千五百円	四万五千円
附則第十条の四第二項の規定により読み替えられた第四号	二千五百円	五千円	七千五百円	九千九百円	三千円	六千五百円	一万三千七百円

第二項第一号		第二項第二号	
三千七百円	四千七百円	五千二百円	六千三百円
千円	千二百円	千三百円	千六百円
七千五百円	八千円	六千三百円	八千円
四千円	四千五百円	千六百円	二千円

3 次に掲げる自動車に対する第七十一条の十の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十一条の十の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第二号ア	第一項第一号イ																		
	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五千円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円
	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五百円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円

第一項第二号ウ(2)	第一項第二号ウ(1)	第一項第二号イ																			
		一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五千円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四万七千円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円
		五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円

第一項第三号イ				第一項第三号ア(2)								第一項第三号ア(1)						
五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円
二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円

第一項第五号ウ		第一項第五号イ								第一項第五号ア		第一項第四号						
第四号	第二号	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	六千五百円	一万二千円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円
附則第十条の四第三 替えられた第二号	附則第十条の四第三 項の規定により読み 替えられた第二号	四万四千円	三万五千円	三万五百円	二万六千五百円	二万三千円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	三千五百円	六千円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円

第一項第五号エ(1)	九千円	項の規定により読み替えられた第四号
	一万八千五百円	四千五百円
	二万九千五百円	九千五百円
	三万八千九百円	一万九千八百円
第一項第五号エ(2)	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
	四万五百円	二万五百円
	五万三千百円	二万六千九百円
第一項第五号エ(3)	第四号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第四号
	第一号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第一号
	第二号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第二号
	第三号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第三号
第一項第五号オ	第四号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第四号
	第一号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第一号
	第二号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第二号
	第三号	附則第十条の四第三項の規定により読み替えられた第三号

第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第十条の五を附則第十条の六とし、附則第十条の四の次に次の四条を加える。

第十条の四の二 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次条第一項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日まで施行規則附則第五条の二に規定するものの用に供されたことがある家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる家用の乗用車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの又は電気自動車 年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万八千円
- 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 六万八千円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
 2 前項の規定の適用を受ける家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項各号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百元
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百元
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万二千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百元

3 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定による当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車税が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車税が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定による当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車税が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万五千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円
第十号	十一万千円	二万八千円

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円

第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

第十条の四の二 特定日の前日までに初回新規登録を受けた特種用途自動車であつて平成二十八年改正前の地方税法第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた特種用途自動車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するものに供されたことがある特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる特種用途自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの又は電気自動車 年額 二万三千六百円
 - 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
 - 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万三千六百円
 - 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
 - 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
 - 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
 - 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
 - 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
 - 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四千円
 - 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- 2 前項の規定の適用を受ける特種用途自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関として用いる電力併

用自動車を除く。）のうち、附則第十条の四第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項各号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号	二万七千六百円	三万七千七百円
第三号	三万六千六百円	三万六千三百円
第四号	三万六千円	四万四千四百円
第五号	四万八千円	四万六千九百円
第六号	四万六千四百円	五万三千三百円
第七号	五万三千二百円	六万千円
第八号	六万二千二百円	七万三百円
第九号	七万四百円	八万九百円
第十号	八万八千八百円	十万二千二百円

3 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第十条の四第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定による当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	六千円
第二号	二万七千六百円	七千円

4

第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第十条の四第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定による当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車に平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	三万六千六百円	八千円
第四号	三万六千円	九千円
第五号	四万八千円	一万五百円
第六号	四万六千四百円	一万二千円
第七号	五万三千二百円	一万三千五百円
第八号	六万二千二百円	一万五千五百円
第九号	七万四千円	一万八千円
第十号	八万八千八百円	二万二千五百円

第一号	二万三千六百円	一万二千円
第二号	二万七千六百円	一万四千円
第三号	三万六千六百円	一万六千円
第四号	三万六千円	一万八千円
第五号	四万八千円	二万五百円
第六号	四万六千四百円	二万三千五百円
第七号	五万三千二百円	二万七千円

第八号	六万二千二百円	三万千円
第九号	七万四千円	三万五千五百円
第十号	八万八千八百円	四万四千五百円

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十条の四 自動車税の種別割の賦課徴収に關し、自動車に附則第十条の四第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項若しくは第三項、附則第十条の四の二第三項若しくは第四項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして施行規則附則第五条の二の三に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第七十一条の十二の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に關する規定（第七十一条の十六の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除）

第十条の五 法附則第五十三条の二第三項の規定により施行令附則第三十二条第四項に規定する者が、法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。

- 一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 平成三十一年度（令和元年度）分及び令和二年度分
- 二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

2 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第五十九条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る法附則第五十三条の第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後第五十九条第一項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

3 前二項の規定の適用については、法附則第五十四条第四項から第六項まで及び第八項に規定するところによる。

第三条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の六第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第三十八条の七第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第三十九条の十二の五第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二第一項中「第四十条の三の三十六項第一号」を「第四十条の三の三十二項第一号」に改める。

第四十条の十六の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この条において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に改め、「五年以内」の下に「(同日から五年以内に、これらの土地について土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で同項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくもの)が行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令第三十九条の六に規定する日後一年を経過する日(これらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)」を加え、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「又は同法」を「又は農業経営基盤強化促進法」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項を削る。

第四十二条の三第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第七十一条の六第一項中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

第九十六条の八第二項及び第三項を削る。

附則第十条の四に次の一項を加える。

4 第二項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第七十一条の十第一項の規定の適用については、当該家用の乗用車及び特種用途自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該家用の乗用車及び特種用途自動車は令和四年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条の四の二第三項及び第四項並びに第十条の四の三第三項及び第四項を削る。

附則第十条の四の四第一項中「同条第二項若しくは第三項、附則第十条の四の二第三項若しくは第四項又は前条第三項若しくは第四項」を「同条第二項又は第三項」に改める。

(福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 福島県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八条から第十一条までの規定中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第十二条前段中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条後段中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「三十二年旧条例」を「元年旧条例」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

(福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 福島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四十一條の九の二の項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。

(福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 福島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、福島県税条例第七條第二項の改正規定中「第七條第二項中」の下に「第六十四条第二項から第五項まで及び第六十四条の三」を「第七十一条の三第二

附則第二十二條及び第二十三條を削る。

附則第一條第六号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第三條中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第六條第一項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、

同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第三項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第四項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第九條第一項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第二項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十條中「三十一年旧条例」を「元年旧条例」に改める。

第七條 福島県条例等の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條のうち、福島県条例附則第八條に一項を加える改正規定中「賠償に要する金銭に相当する金額として施行規則」の下に「附則第二條の九第一項」を、「廃止に要する金銭に相当する金額として施行規則」の下に「附則第二條の九第二項」を、「発電事業者で施行規則」の下に「附則第二條の九第三項」を加え、「平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、「施行令」の下に「附則第六條の二第十項」を加える。

附則第一條第四号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第七号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二條第一項中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加える。
附則第三條第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「三十一年新条例」を「二年四月新条例」に改める。

附則第五條及び第六條中「三十一年新条例」を「二年四月新条例」に改める。
附則第九條第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新条例」を「二年十月新条例」に改め、同項の表第四十一條の九の二第一項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。
附則第十條第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同

条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表第四十一條の九の二第一項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

(福島県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八條 福島県条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加え、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第二十六條の三第一項の項、第二十六條の三第四項の項、附則第五條の五の項及び附則第七條の二第一項の項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第五項後段中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第六條中「平成三十一年度」の下に「(令和元年度)」を加える。

附則
(施行期日)

第一條 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條(次号に掲げる改正規定を除く。)(の規定 令和元年十月一日)
- 二 第二條中福島県条例第三十一條の四及び第三十一條の五の改正規定並びに同条例附則第四條の五及び第十條の四の改正規定並びに次條の規定 令和二年一月一日
- 三 第三條(次号から第八号までに掲げる改正規定を除く。)(の規定 令和二年四月一日)
- 四 第三條中福島県条例附則第十條の四に一項を加える改正規定、同条例附則第十條の四の二第三項及び第四項並びに第十條の四の三第三項及び第四項を削る改正規定、同条例附則第十條の四の四第一項の改正規定並びに附則第六條第二項の規定 令和三年四月一日
- 五 第三條中福島県条例第三十九條の十七の二第一項の改正規定 令和四年一月一日
- 六 第三條中福島県条例第七十一條の六第一項の改正規定及び附則第六條第一項の規定 令和四年四月一日
- 七 第三條中福島県条例第四十二條の三第二号の改正規定 令和五年一月一日
- 八 第三條中福島県条例第四十條の十六の六の改正規定及び附則第四條の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第十四号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例(以下この条において「二年新条例」という。)第三十一条の五第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第七号)第一条の規定による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する二年新条例第三十一条の五に規定する申告書について適用する。

2 二年新条例附則第四条の五第一項から第五項までの規定は、令和二年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成三十一年度(令和元年度)分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の福島県条例(以下「元年十月新条例」という。)第三十九条の七及び附則第八条の二から第八条の二の三までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の福島県条例第四十条の十六の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同条に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の福島県条例第四十条の十六の六に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、元年十月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3 平成二十四年四月一日から福島県条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福島県条例第八十二号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同条例第三条の規定による改正前の福島県条例(以下この項及び次項において「二十八年旧条例」という。)附則第十条の二の七第一項第一号に規定する自動車持出困難区域として指定され公示された区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、福島県条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第四十七号)の施行の日以後最初に二十八年旧条例附則第十条の二の七第一項第一号に規定する自動車持出困難区域として指定され公示された区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部

を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「三十一年十月新法」という。)附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、元年十月新条例附則第十条の三の六並びに第十条の五第一項及び第二項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧条例附則第十条の二の七第一項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を三十一年十月新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、元年十月新条例附則第十条の三の六並びに第十条の五第一項及び第二項の規定を適用する。

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福島県条例第七十一条の六第一項の規定は、令和四年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の福島県条例第七十一条の六第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第二号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第二条第八号から第十号までを次のように改める。

八から十まで 削除

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項及び第六条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六条の三第四項中「第四十二条」を「第四十四条」に、「をいい、同法第三条の大形特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除く。」を「のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に、「当該自動車の取得に対して課する自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第一号ア中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に

改める。

第九条の二から第九条の五までを次のように改める。

第九条の二から第九条の五まで 削除

第九条の六第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第九条の七から第九条の九までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第十条中「第三条 第五条」を「第五条」に改め、「から第九条の三まで」を削る。

第十一条の表以外の部分中「第三条、第五条」を「第五条」に改め、「から第九条の三まで」を削り、「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に改め、同条の表個人の事業税の納税義務者の項及び法人の事業税の納税義務者の項中「第三条、第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表自動車取得税の納税義務者の項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に、「第四十九条」を「第六十七条」に改める。

第十二条第一項中「第三条第二号、第五条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、「、第九条の二第二項若しくは第二項、第九条の三第一項」を削り、「第三条、第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第三条、第五条第一項」を「第五条第一項」に改め、「、第九条の二第二項若しくは第二項、第九条の三第一項」を削る。

附則 附則第四条中「、第九条の二第二項若しくは第二項、第九条の三第一項」及び「、第九条の二第二項若しくは第二項又は第九条の三第一項の規定中「県税条例第四十条の四」とあるのは「当該不動産取得税額の算定に用いられた税率」と、「百分の〇・四」とあるのは「百分の〇・四（住宅又は土地の取得にあつては、百分の〇・三）」と」を削る。

附 則

(施行期日等)
第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の三第四項及び第十一条の改正規定（「自動車取得税」を「自動車税の環境性割」に改める部分及び同条の表自動車取得税の納税義務者の項を改める部分に限る。）は、令和元年十月一日から施行する。

2 改正後の福島県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第五条、第六条の二、第九条及び第九条の六の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

3 新条例第五条、第六条の二、第九条又は第九条の六の規定の適用を受ける者に、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に課された、又は課されるべきであった事業税又は不動産取得税に係る新条例第十一条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

第二条 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

（福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）第三条中「第三条、第五条」を「第五条」に、「から第九条の七まで」を「、第九条の六若しくは第九条の七」に改める。）

（福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例

の一部改正）

第三条 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する

条例（平成二十五年福島県条例第五十三号）第四条中「第三条、第五条」を「第五条」に、「から第九条の七まで」を「、第九条の六若しくは第九条の七」に改める。

（税 務 課）

